

■事業契約書（案）に関する質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
1	5	7条	4	(2)		「開業準備業務を行う者、運営業務を行う者及び維持管理業務を行う者をして、…履行保証保険契約を締結させ」とありますが、維持管理・運営業務の中心的な役割を担う企業が一括して同条第4項第2号に定める履行保証保険契約を締結することは可能でしょうか。なお、締結する保険契約の保険金額は同条第1項第2号に定める金額以上となるようにします。	各々の業務について履行保証されることが確認できれば可とします。
2	6	10条	1			計画通知（建築基準法第18条）に伴う申請手数料・中間検査手数料・完了検査手数料は申請者が市長なので免除規定等により発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	6	10条	1			構造計算適合性判定の申請手数料は事業者負担の認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
4	6	10条	1			エネルギーの使用の合理化等に関する法律に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請を厚木市に提出した場合、申請手数料・完了検査手数料は申請者が市長なので免除規定等により発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
5	6	11条	3			事業用地は、本施設を発注者に引渡しをする日まで、本事業の実施のために必要な目的の範囲内で事業用地を無償で使用することが出来るものとする。とありますが、事業者が本事業を行うにあたり開業準備期間および維持管理運営期間も無償という理解でよろしいでしょうか。 また、配膳校において業務を行うための車両の駐停車についても無償という理解でよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 また、後段について、配膳対象の中学校は事業用地に該当しません。 なお、学校敷地への配膳員の車両駐車はできませんので御理解ください。
6	21	47条	3			「発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（維持管理業務及び運営業務を実施するため受注者が所有していた機械器具その他の物件であって、維持管理業務及び運営業務の計画書等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、維持管理及び運営に係るサービス対価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の1年分の100分の1を超える額を負担しなければならない。」とありますが、受注者の年度負担は1/100までの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
7	21	47条	3			「発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（維持管理業務及び運営業務を実施するため受注者が所有していた機械器具その他の物件であって、維持管理業務及び運営業務の計画書等により確認することができるものに係る額に限る。）」とありますが、引き渡し済みの物件の損害（原状復帰費用含む）に関しての受注者負担は一切無いものとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	頁	第1	1	(1)	ア	質問内容	回答
8	22	48条	5			「発注者は、前項の規定により受注者から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）のうち、維持管理及び運営に係るサービス対価の1年分の100分の1を超える額を負担しなければならない。」とありますが、第三者帰責による損害の負担は、例えば1/100でも受注者にとっては（金額の想定が困難なため）負担リスクが大きく、全額免除にて再考願います。	原文の通りとします。
9	27	64条	3			出来形部分として貴市から支払いを受ける施設整備に係るサービス対価の内訳をご教示下さい。対象となるのは、様式5-11に記載の①～⑨の項目それぞれに消費税及び地方消費税を加えた額との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	29	71条				事業契約書上、付保すべき保険（別紙10）に該当しない保険を、事業者がSPCの経営安定化のためのリスク対策用に事業者負担にて付保し、不可抗力等による損害発生時に支払われた保険金は、全額事業者に発生した損害分に充当できるという理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	40		1	(2)	ア	事業期間最初の支払は固定料金の3分の4、事業期間最後の支払は固定料金の3分の2、それ以外の各四半期の支払は一定額にて固定料金が貴市より支払われますが、支払金額の算出の際に端数が生じた場合は、各年度の初回の支払時に当該端数の処理を行っても宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、本契約時にあたっては、発注者受注者協議のうえ金額を確定します。 本文の「事業期間の最後の四半期の固定料金円の3分の2（1円未満四捨五入）とする」は、誤記のため削除します。
12	別紙10	3				維持管理及び運営期間等における保険につきまして、引き渡し後の物件につきましては発注者様の費用負担にて、火災保険等を付保される理解で宜しいでしょうか。	建築物及び調理器具等の高額な動産については、発注者が火災保険等に加入します。 ただし、事業者の契約不適合による損害については、建築物、動産の区別なく事業者の負担としますので、火災保険等の加入は提案に委ねます。
13						2020年4月施行の民法改正につきまして、今後、当該事業契約書並びに基本協定書等の改正内容を反映した条文改定は予定されておりますでしょうか。予定されております場合、内容につきましてご教示をお願い致します。	基本協定書（案）に関する質問No. 1を参照下さい。

■事業契約書（案）に関する意見及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	意見内容	回答
1	4	7条	1	(2)		維持管理、運営業務中の契約保証金は、15年の長期にわたり多額の資金を固定化しなければならず、コストも多大となります。維持管理、運営業務に係る履行保証保険については、保険会社は長期の引受に対しネガティブな反応であり、一般的ではありません。本件において、維持管理、運営業務中の契約保証金の納付を免除していただけないでしょうか。	原文の通りとします。
2	4	7条	1	(2)		第1回の質問回答No.20では、開業準備業務に対しては違約金を求めないという回答でしたが、契約保証金の納付を履行保証保険で充当させる場合、契約保証金と違約金の文言が一致していなければ、保険金を支払うことができません。契約保証金と違約金を一致させるよう、事業契約書（案）の修正をお願いします。	第61条第2項第2号に、開業準備業務に対する違約金を追加することで、保証金と違約金の文言を一致させます。